

市内営業所に関する確認調書

確 認 事 項	チェック欄 (確認後チェック欄にレ点を記入してください。)
業務を執り行える事務用機器が設置されており、電話が常時転送されないこと。	☐ は い ☐ いいえ
営業所の所在を明らかにする看板又はこれに類するものが、当該営業所に掲げられている。	☐ は い ☐ いいえ
営業所において営業活動を行う人的配置がなされ、かつ常勤している。不在の場合も営業時間中は連絡が取れること。	☐ は い ☐ いいえ

※上記事項について実態調査を行います。

室内状況が分かる写真を添付すること

当社は、上記の事項をすべて満たす営業所を鯖江市内に有することに相違ありません。
なお、上記の事実と相違した場合は、登録を抹消されても異議はありません。

年 月 日

鯖 江 市 長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名